

現状の永田浜ウミガメ保全協議会の体制における問題提起について

特定非営利活動法人屋久島うみがめ館（以下、当法人）は、現行の永田浜ウミガメ保全協議会の体制について以下の問題提起を致します。

1. 問題提起までに至る経緯

現行の永田浜ウミガメ保全協議会の体制について各方面から様々な指摘を受けている。中でも違法性の問題については、現体制に参加する前から認識していた。しかし、近い将来に、エコツーリズム推進法の下で適正に行うようになるということを前提に、地域ルールの策定と実行を優先し、違法性については敢えて目を瞑っていた。しかし、全体構想がつぶれ、成立の見通しもたたなくなつた今、この違法性を無視することはできない。永田浜ウミガメ保全協議会を継続していく上でも看過できないものと考えている。併せて当法人の理事等から強く是正を促されている。よって、各問題が是正されなければ永田浜ウミガメ保全協議会から脱退せざるを得ない状況のため、ここに問題提起を行う。

2. ウミガメ観察の規制における違法性

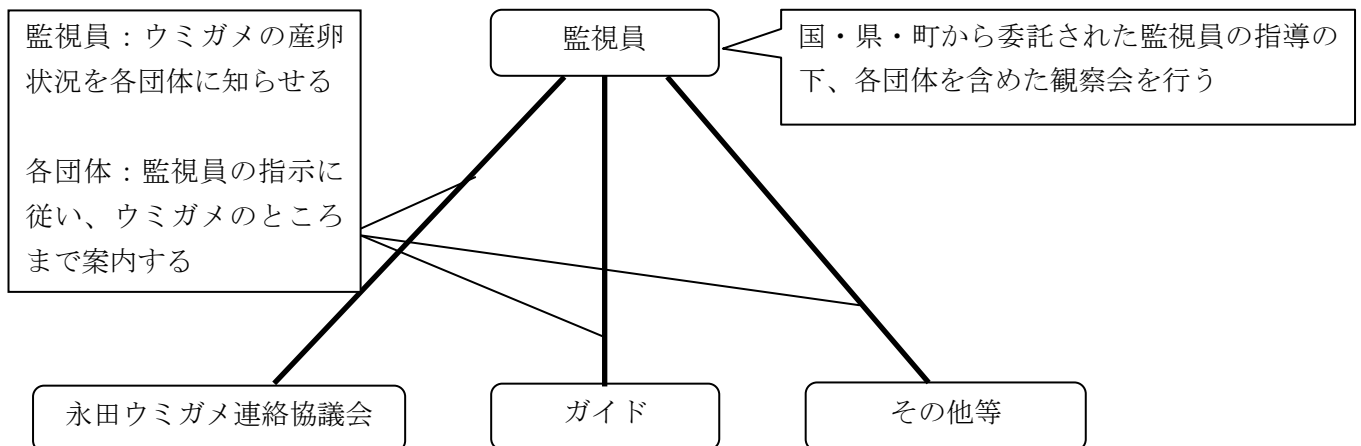
海岸法では、国民は何らの意思表示を要せず、無償で海岸を利用（自由使用）することができることになっている。しかし、永田浜におけるウミガメ観察会が海岸の自由使用を妨害していると言われかねない状況が起きている。

「問題解決のための提案」

観察会に参加せずに浜へ立ち入る人には、永田ウミガメ観察ルールを説明し各団体が行っている観察会への参加を促す。参加を拒み浜へ立ち入る人がいたとしても、海岸の自由使用を妨害する行為とならないように、それ以上の干渉は一切控えて、あとはウミガメ保護監視員に任せる。併せて、海岸の自由使用を妨害している行為とみなされかねないため、浜への立ち入りは自由に立ち入れるようにする（例えば、浜を締め切るなどの措置）。

抜本的な解決策としてウミガメ観察会のモデルについて以下を提案する。
監視員がウミガメを発見し、ウミガメの状況等を各団体に報告。監視員の指示によって各団体の人がウミガメまで案内しウミガメの観察を行う。監視員はウミガメが適切に観察されているか監視する。

【観察会の提案モデル】



3. ウミガメ観察会の協力金の違法性の可能性について

【協力金】と明確に謳っている以上は任意に回収された場合であっても、名目通りに使われているかを、決算書等で明確にして開示する必要があると考えている。そのため、現状の開示方法では、それが名目通りに使用されていないと誤解されかねない状況がある。協力金を支払っている人は、「上陸するウミガメの保護と、砂浜周辺の清掃活動等に」に使われていると考えていると思われる。

「問題解決のための提案」

【協力金】を回収している以上、永田浜ウミガメ保全協議会での場にて決算書等の報告、および求めに応じた開示ができるようにしておく必要があると考える。併せて協力金の支払の名目が、実際の使用用途と異なっていた場合は法律に抵触する可能性があるため、誤解を生じることが無きよう、協力金の支払の名目の内容をわかりやすく改定してはどうか。また、根本的な解決策として【協力金】を営利目的の【ガイド料（案内料）】にして、各団体が適切な処理をしてはどうか。

4. 当法人の永田浜ウミガメ保全協議会からの脱退について

永田浜ウミガメ保全協議会の継続性や存在する意義、法の遵守、ウミガメ保護という観点から当法人としては、上記の内容において是正が必要であると考えている。是正するにあたり当法人としても努力を惜しまず積極的に取り組みたいと考えているが、現時点において、特に違法性の部分について早急に改善されないと判断した場合は、当法人は永田浜ウミガメ保全協議会を脱退せざるをえないものと考えている。

以上